

【保育を必要とする事由と有効期間】

保護者の方全員が下記のいずれかの事由に該当している必要があります。

※有効期間内であっても、下記事由に該当しなくなった場合は認定を取り消します。

※状況の変化(転職、雇用期間変更など)や事由の変更(退職し求職活動を行う、妊娠・出産休業に入るなど)が生じる場合は必ず変更申請書と事由に沿った添付書類を事前に提出する必要があります。

※年に1回、認定内容の確認を行うため「現況届」の提出を求めます。

提出が無い場合は認定を取り消します。

事 由	保護者の状況	有効期間
① 就労	月64時間以上の労働に常態的に従事している場合	<2号認定> 小学校就学前まで <3号認定> 3歳の誕生日の前々日まで
② 介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合	
③ 災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で保育できない場合	
④ 虐待やDVのおそれ	虐待やDVのおそれがある場合	
⑤ 妊娠・出産	出産予定月の前後に保育が必要な場合	出産（予定）日から57日目 が属する月の末日まで <small>※原則予定日の2か月前の初日から</small>
⑥ 疾病・障害	病気や心身に障害がある場合	診断書や障害者手帳の有効期間が満了するまで
⑦ 求職活動	求職活動を行っている場合（起業準備含む）	利用希望日（他の事由から変更の場合は申請日）から60日目 が属する月の末日まで
⑧ 就学・職業訓練	就学・職業訓練中の場合	卒業（終了）予定日が属する月の末日まで
⑨ 育児休業中の継続	育児休業取得前に既に施設を利用している児童がいて継続利用が必要である場合	育児休業の対象となる児童が満2歳に達する月の月末まで
⑩ その他	上記に類する状態として市長が認める場合	状態に応じた期間

【保育（の必要性の）事由を証明・申立てる書類】

事 由		必要な書類	備 考
① 就 労	会社員・パート・内職等	就労証明書	勤務先で証明を受けてください。 ※育児休業からの復帰の場合、復帰（予定）日の記入が必要です。 ※親族が経営しており、法人化されていない場合は自営業となります。
	自営業 (親族が経営する場合も含む)	自営業申立書	<添付> <u>事業の確定申告書控え（税務署收受印あり）</u> もしくは、 <u>個人事業の開業届、営業許可証、</u> <u>法人登記簿謄本（登記事項証明書※3か月以内に発行されたもの）</u> 等 ※必ず申立てを行う本人の氏名が記載されているものがが必要です。
	農業	申立書 A	地域の農業委員に証明を受けてください。
② 介護・看護		申立書 C	<添付> 身体・精神・療育手帳の写し、介護保険被保険者証の写しと介護保険サービス利用計画、診断書、入院証明書、施設入所証明書 等
③ 災害復旧		申立書 A	<添付> 罹災証明書等の写し
④ 虐待や DV のおそれ		申立書 A	<添付> 公的機関等で発行された書類の写し
⑤ 妊娠・出産		申立書 A	<添付> 母子健康手帳（表紙及び出産予定日がわかるページ）の写し ※出産後に申請される場合は表紙及び誕生日がわかるページが必要です。
⑥	疾病	申立書 B	<添付> 診断書：病名、治療見込期間、保育を要する医師の所見等の記載のあるもの（任意様式可）
	障害	申立書 B	<添付> 障害者手帳等の写し
⑦ 求職活動		申立書 A	<添付> ハローワーク登録証または受付表の写し ※起業準備の場合は不要
⑧ 就学・職業訓練		申立書 A	<添付> 就学の場合は在学証明書 職業訓練の場合は選考結果通知書等（職業訓練を行うことが確約された書類）の写し ※就学とは、学校教育法における「学校」「専修学校」「各種学校」を指し、かつ、自宅外での就学のみを指します。
⑨ 育児休業中の継続		就労証明書	勤務先で証明を受けてください。 ※育児休業中は、新規申請できません。復帰日が属する月の初日から利用可能です。